



島根県報

平成17年 4月12日 (火)
第 1,666 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

町及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
島根県立西部情報化センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託の解除	(情 報 政 策 課)	2
島根県立東部総合福祉センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託	(健康福祉総務課)	3
島根県立西部総合福祉センター及び島根県立西部情報化センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託	(")	3
島根県立東部総合福祉センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託の解除	(")	3
島根県立西部総合福祉センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託の解除	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	4
土地改良事業施行の同意 (2 件)	(農 村 整 備 課)	5
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	5
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	6
島根県立都市公園有料公園施設の使用料の徴収事務の委託の解除	(")	6
公 告		
基本測量の実施	(用 地 対 策 課)	6
基本測量の終了	(")	7
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	7
開発行為に関する工事の完了	(")	7
教委告示		
島根県立少年自然の家の使用料の徴収事務の委託	(生 涯 学 習 課)	7

告 示

島根県告示第500号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年 4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市築山新町に編入する区域

町	字	地番
上塩冶町	池田	330続1、332の3、332の4、333の2、333の3、333の4、333の5、337の1、337の2、338の一部、338の1、342の一部、350の1の一部、350の2、350の3の一部、350の4、351の1、351の2、351の3、352の1の一部、352の2、352の4、352の5の一部、352の6の一部、352の7、352の8、352の9、363の1の一部、363の2、363の5の一部、363の6、365、365の2、367の1、367の3、369の1、369の3、370、371の1、371の3、372の1、372の2、373、373の1、374、375、376、377、378の1、378の2、378の3、378の4、378の5、379、379の1、380、380続1、381の1、381の2、382、382の1、383、383の1、384の2、385の1、385の4、385の5、385の6、386、419の4、419の9、3183の3、3183の4、3186の1、3186の2、3187、3188の1、3188の2、3188の3、3188の5、3188の8、3189、3190、3191の2、3191の3、3191の6、3191の7、3191の8
	大井谷	1596の7、1596の8、1596の18、1596の19、1596の21、1596の40、1596の41、1596の42、1596の43、1609の1、1609の3、1645の2、1646の2、1647、1648、1649の1、1649の2、1649の3、1649の4、1650、1651の1、1651の2、1651の3、1651の4、1651の5、1651の6、1651の7、1651の8、1651の9、1651の10、1651の11、1651の12、1651の13、1651の14、1651の15、1651の16、1651の17、1651の18、1651の19、1651の20、1651の21、1651の22、1651の23、1651の24、1651の25、1651の26、1651の27、1651の28、1652、1653、1653の1、1654、1655、1656、1657の一部、1658の1、1658の3、1658の5、1660の1、1660の3、1660の4、1660の5、1660の6、1660の7、1661の1、1661の2、1662の1、1662の2、1662の3、1663の1、1663の2、1663の3、1664の1、1664の2、1664の3、1664の4、1664の5、1664の6、1664続1、1665の1、1665の2、1676の4の一部、1677の3の一部、1680の1、1680の3、1681の1の一部、1681の3の一部、1681の7、1682、1683、1684、1685、1686の1、1686の2、1694、1695の1、1695の2、1696、1697、1698、1699、1700、1701、1702、1703、1704、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715の2、1715の3、1715の4、1715の6、1715の7、1716、1716の1、1717、1718、1719の1、1719の9、1720の一部、3185の4、3185の5、3185の6、3185の7、3185の9、3185の12、3185の13
及び上塩冶町字大井谷1662の3、1664の3、1664の4及び1665の2に隣接する道路である国有地の一部並びにこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成16年9月3日現在のものである。)

島根県告示第501号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、松江市東津田町1741番地3社会福祉法人島根県社会福祉事業団に委託していた島根県立西部情報化センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務については、平成17年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、島根県立東部総合福祉センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務を平成17年 4 月 1 日から松江市東長江町902番地53アイカム株式会社に委託したので、同令第158条第 2 項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 4 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第503号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、島根県立西部総合福祉センター及び島根県立西部情報化センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務を平成17年 4 月 1 日から浜田市港町299番地17浜田ビルメンテナンス株式会社に委託したので、同令第158条第 2 項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 4 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第504号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、松江市東津田町1741番地 3 社会福祉法人島根県社会福祉事業団に委託していた島根県立東部総合福祉センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務については、平成17年 3 月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の 3 第 2 項及び第56条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年 4 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第505号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、松江市東津田町1741番地 3 社会福祉法人島根県社会福祉事業団に委託していた島根県立西部総合福祉センターの使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務については、平成17年 3 月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の 3 第 2 項及び第56条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年 4 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第506号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 4 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 同仁会	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム あい	八束郡宍道町白石130 - 6	平成17年 3月28日
社会福祉法人 隠岐共生学園	痴呆対応型共同生活介護	グループホームやすらぎの家	隠岐郡隠岐の島町城北町533番地3	平成17年 4月1日
有限会社 ホームケアー島根	訪問入浴介護	有限会社 ホームケアー島根雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533 - 5	平成17年 4月1日
社会福祉法人 慈光会	痴呆対応型共同生活介護	湯の郷苑グループホーム だんらん	邇摩郡温泉津町福波大字福光イ85 - 9	平成17年 4月1日
社会福祉法人 草雲会	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあしたか	八束郡東出雲町大字出雲郷490	平成17年 4月1日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 鹿島介護センター	松江市鹿島町恵曇1番地	平成17年 4月1日
社会福祉法人 隠岐共生学園	通所介護	美保関在宅センター えびすの郷	松江市美保関町美保関869番地10	平成17年 4月1日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	通所介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933番地	平成17年 4月1日
株式会社 フルケア成和	福祉用具貸与	(株)フルケア成和島根福祉事業所	出雲市浜町218番地1	平成17年 4月1日
社会福祉法人 壽光会	通所介護	社会福祉法人壽光会 デイサービスセンター湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地1	平成17年 4月1日
有限会社 ライフスタイル東光	通所介護	デイサービス しののめ	安来市広瀬町東比田950 - 1	平成17年 4月1日
有限会社 ホームケアー島根	福祉用具貸与	有限会社 ホームケアー島根雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533 - 5	平成17年 4月1日
社会福祉法人西ノ島福祉会	通所介護	みゆき荘デイサービスセンター	隠岐郡西ノ島町大字美田3078 - 19番地	平成17年 4月1日
株式会社 角八雲園	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム ウエル・アイ	松江市山代町421 - 1	平成17年 4月3日
株式会社 祥福	訪問介護	有福ホームヘルパーステーション	江津市有福温泉町546番地	平成17年 4月3日

島根県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年4月12日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 隠岐共生学園	えびすの郷居宅介護支援事業所	松江市美保関町美保関869番地10	平成17年 4月1日
社会福祉法人 旭福社会	まつばら居宅介護支援事業所	浜田市松原町1100番地1	平成17年 4月1日
有限会社 ホームケア-島根	有限会社 ホームケア-島根 雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533-5	平成17年 4月1日

島根県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
美郷町	オヶ峠地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成17年4月4日

島根県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
邑南町	奥谷地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成17年4月4日

島根県告示第510号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田桜江線	大田市久利町行恒字岩根116番地先から同町松代字山根台99番3地先まで	メートル 619.00	平成17年 4月13日	川本土木建築事務所 大田土木事業所	
"	久利静間線	大田市久利町行恒字岩根124番1地先から同町行恒字正田1番地先まで	275.00	"		

島根県告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年4月12日

島根県知事 澄田信義

1 都市計画の種類

木次都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市木次町里方、木次町下熊谷、木次町新市、木次町木次、木次町山方、木次町西日登

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、松江市北堀町15番地社団法人島根県観光開発公社に委託していた島根県立都市公園有料公園施設の使用料の徴収事務については、平成17年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

島根県知事 澄田信義

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年4月12日

島根県知事 澄田信義

1 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成17年4月5日から平成18年3月24日まで

3 作業地域

県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定に基づき、次の基本測量は、平成17年 3月25日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成16年 4月15日から平成17年 3月25日まで

3 作業地域

県内全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

木次都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

出雲市灘分町2062番地 2 外 2 筆

面積 9,929.48平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番30号

三協貨物株式会社

代表取締役 嘉永良樹

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 6 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、島根県立少年自然の家の使用料の徴収事務を平成17年 4月 1 日から松江市殿町158番地財団法人島根県文化振興財団に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年4月12日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣